

海と山と街道がつながり、夢・未来を創るまち



掛川市・大東町・大須賀町の合併

合併協議状況報告書

目次	
はじめに	1
これまでの経過と今後のスケジュール	2
合併協議項目の協議状況	3-9
新市建設計画(案)の概要	10-22

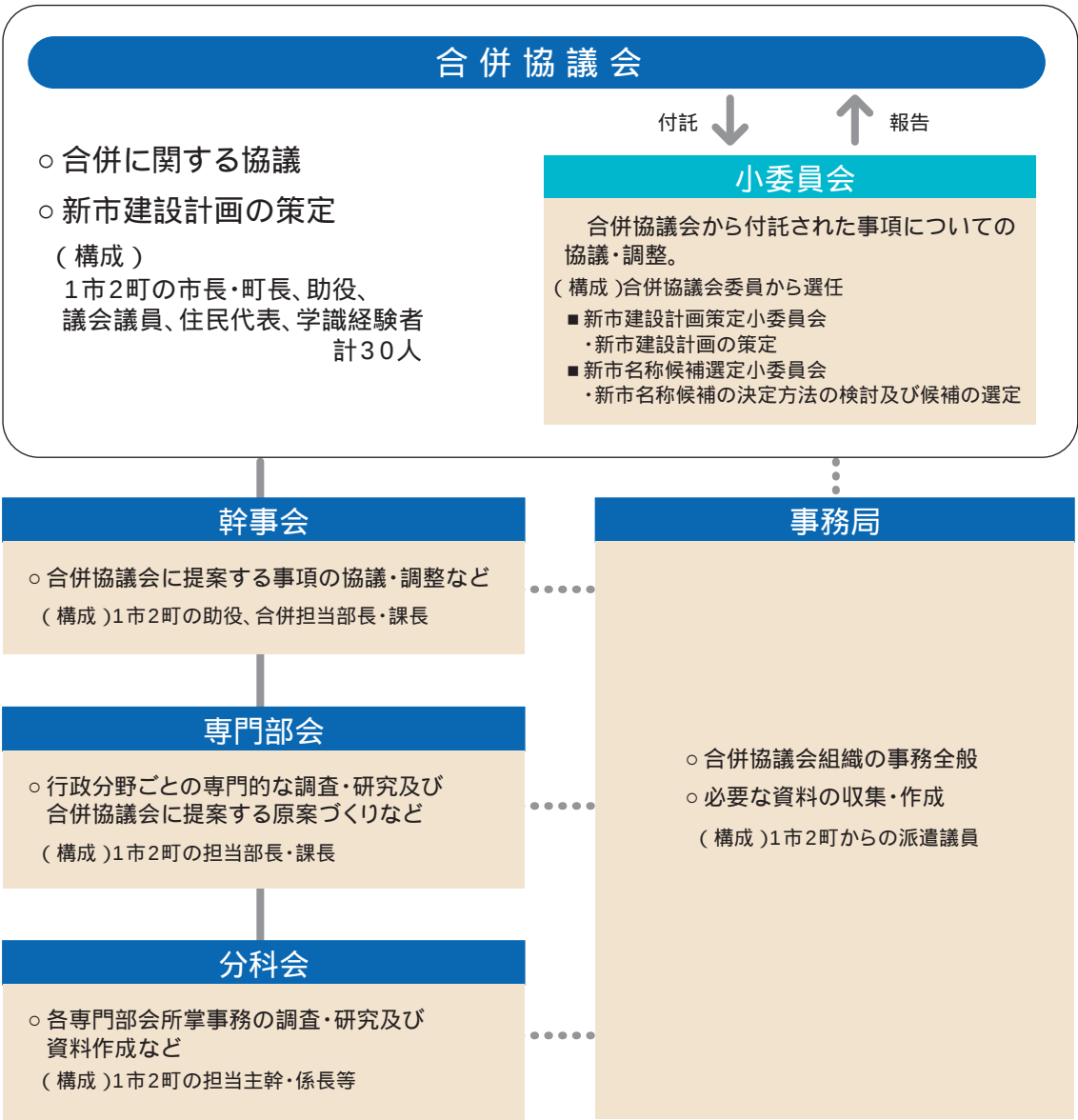
はじめに

掛川市・大東町・大須賀町では、平成15年4月1日に任意合併協議会を設置、同年10月1日に法律に基づく合併協議会に移行し、1市2町の合併について協議を行ってまいりました。

この間、合併協議会は、ほぼ月1回のペースで開催され、合併の方式や期日、新市の名称といった項目など、掛川市・大東町・大須賀町の合併に関する具体的な検討・協議を進めてきました。また、新市のまちづくりのあり方を示す新市建設計画(案)もまとめてきました。

この冊子は、現在の合併協議の状況と新市建設計画(案)を住民の皆様にお知らせし、合併の是非を判断する資料の一つとして活用していただくことを目的に作成しました。

組織



これまでの経過と今後のスケジュール

●これまでの経過

平成14年 4月8日 「1市2町合併調査研究本部」発会

平成15年 4月1日 「掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会」設置

平成15年10月1日 「掛川市・大東町・大須賀町合併協議会」(法定)に移行

協議の経緯

- 第1回 平成15年5月19日(月)
- 委嘱状交付
 - 規約・規定
 - 事業計画・予算 など
- 第2回 平成15年6月16日(月)
- 合併の方式 など
- 第3回 平成15年7月15日(火)
- 新市の事務所の位置
 - 合併の期日(継続) など
- 第4回 平成15年8月19日(火)
- 合併の期日(継続)
 - 財産の取扱い
 - 議会の議員の定数・任期(継続)
 - 農業委員会委員の定数・任期(継続) など
- 第5回 平成15年10月21日(火)
- 合併の期日(継続)
 - 議会の議員の定数・任期(継続)
 - 農業委員会委員の定数・任期(継続)
 - 地方税の取扱い
 - 特別職の職員の身分の取扱い
 - 一般職の職員の身分の取扱い
 - 条例、規則等の取扱い など
- 第6回 平成15年11月18日(火)
- 合併の期日(継続)
 - 議会の議員の定数・任期
 - 農業委員会委員の定数・任期(継続)
 - 事務組織・機構の取扱い
 - 一部事務組合等の取扱い
 - 使用料、手数料等の取扱い など
- 第7回 平成15年12月2日(火)
- 合併の期日
 - 農業委員会委員の定数・任期
- 第8回 平成15年12月16日(火)
- 新市の名称
 - 公共的団体等の取扱い
 - 補助金、交付金等の取扱い
 - 電算システムの取扱い
 - 慣行の取扱い など
- 第9回 平成16年1月20日(火)
- 国民健康保険事業の取扱い
 - 介護保険事業の取扱い
 - 消防団の取扱い
 - 町名・字名の取扱い
 - 地域審議会の取扱い など
- 第10回 平成16年2月17日(火)
- その他各種事務事業の取扱い(1) など
- 第11回 平成16年3月16日(火)
- その他各種事務事業の取扱い(2) など

●今後のスケジュール(想定)

- 住民説明会の開催 平成16年3月～4月
- 新市建設計画の確認 平成16年4月ごろ
- 合併協定書の調印 平成16年6月ごろ
- 1市2町議会での合併関連議案の議決 平成16年6月ごろ
- 県議会の議決 平成16年10月ごろ
- 総務大臣の告示(効力の発生) 平成16年11月ごろ
- 新市の誕生 平成17年3月28日

合併協議項目の協議状況

合併協議会では、合併の適否の判断基準となる下記の25項目について協議を行っています。

この合併協議項目を取りまとめたものが合併協定書で、この協定書を基に1市2町の議会で採決されます。

番号	項目	確認された協議会
1	合併の方式	第2回
2	合併の期日	第7回
3	新市の名称	第8回
4	新市の事務所の位置	第3回
5	財産の取扱い	第4回
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	第6回
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	第7回
8	地方税の取扱い	第5回
9	特別職の職員の身分の取扱い	第5回
10	一般職の職員の身分の取扱い	第5回
11	条例、規則等の取扱い	第5回
12	事務組織及び機構の取扱い	第6回
13	一部事務組合等の取扱い	第6回
14	使用料、手数料等の取扱い	第6回
15	公共的団体等の取扱い	第8回
16	補助金、交付金等の取扱い	第8回
17	電算システムの取扱い	第8回
18	慣行の取扱い	第8回
19	国民健康保険事業の取扱い	第9回
20	介護保険事業の取扱い	第9回
21	消防団の取扱い	第9回
22	町名・字名の取扱い	第9回
23	地域審議会の取扱い	第9回
24	その他各種事務事業の取扱い	
	1 姉妹都市・国際交流事業	第10回
	2 男女共同参画事業	第10回
	3 広報広聴事業	第10回
	4 情報公開・個人情報保護制度	第10回
	5 地域振興事業	第10回
	6 交通関係事業	第10回
	7 窓口業務	第10回
	8 防災消防関係事業	第10回
	9 生活保護事業	第10回
	10 高齢者福祉事業	第10回
	11 児童福祉事業	第10回
	12 保育事業	第10回
	13 障害者福祉事業	第10回
	14 廃棄物関係事業	第11回
	15 環境・衛生関係事業	第11回
	16 保健・医療関係事業	第11回
	17 商工・観光関係事業	第11回
	18 農林関係事業	第11回
	19 建設関係事業	第11回
	20 上・下水道事業	第11回
	21 学校教育関係事業	第11回
	22 社会教育関係事業	第11回
	23 文化振興関係事業	第11回
○ 25	新市建設計画	

○:「確認」された項目 ○:「提案」された項目 平成16年3月16日現在

合併協議項目の協議状況

合併協議項目25項目のうち、特に住民生活に関わりの深いものをご紹介します。

基本項目

合併の方式

新設合併(対等合併)です。



市町村合併には「新設合併(対等合併)」と「編入合併(吸収合併)」の2つの方式があります。1市2町は「新設合併」を選択しましたので、今までの掛川市、大東町、大須賀町は廃止され、新たな市が誕生することになります。

合併の期日

合併の期日は、平成17年3月28日です。



電算システムの統合を安全かつ確実に進めるよう、合併前日が土・日の連休となるよう配慮しました。

新市の名称

新市の名称は、掛川市とします。



新市の名称は、全国から公募を行いました。全体で285種1,320件あった応募の半数近く(42.3%)は「掛川市」でした。合併協議会では5つの候補名を選定し協議の末、最終的には右記の理由により、全会一致で「掛川市」とすることが確認されました。

選定理由

掛川は、東海道の形成とともに、その要衝として長い歴史を有し、この地方における政治的・文化的な中心として発展を遂げてきました。また、現在の知名度も高いことから、新市の名称としてふさわしいと判断されました。

町・字の名称

新市の町及び字の名称については、現行のとおりです。



市町村内の一定の区域を町または字と呼び、住所など私たちの生活に大きく関わっています。同一の名称が存在する場合は、支障のないよう調整する必要がありますが、この1市2町では、同じ町名・字名はありません。

新市の町・字の名称表示の例

現在	新市
掛川市長谷701-1	掛川市長谷701-1
小笠郡大東町三保620	掛川市三保620
小笠郡大須賀町西大淵100	掛川市西大淵100

事務所の位置

新市の市役所は現在の掛川市役所になります。

現在の大東町及び大須賀町の庁舎は、それぞれ支所になります。

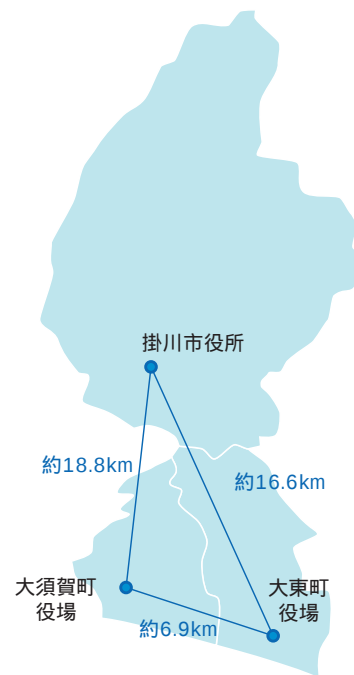
区 分	掛川市役所(本庁)	大東町役場(支所)	大須賀町役場(支所)
所在地	掛川市長谷701-1	大東町三保620	大須賀町西大淵100
敷地面積	38,000m ²	23,901m ²	8,736m ²
延べ床面積	16,136m ²	6,816m ²	2,888m ²
駐車場	426台	238台	173台
本館建設年月日	平成8年3月	昭和63年9月	昭和42年12月

特別職の身分

- (1)常勤の特別職の任期等については、法令の定めによります。給料の額は、現行の給料額等を基に調整します。
- (2)議会の議員の報酬の額は、現行の報酬額等を基に調整します。
- (3)行政委員会の委員の定数及び任期については、法令の定めによります。報酬の額は、現行の報酬額等を基に調整します。
- (4)附属機関の委員その他の特別職については、その必要性について検討の上、調整します。定数、任期及び報酬の額は、現行の制度を基に調整します。



現在の市長・町長、助役、収入役、行政委員会(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員など)の委員などの特別職の職員は、合併に伴い身分を失うことになり、新たに選挙や選任することになります。



距離は主要道路における距離です。

議会議員の定数・任期

新市の議会の議員定数は30人とし、公職選挙法の規定に基づき、合併の日から50日以内に選挙を行います。



新市の議員の法定定数(上限)は34人。合併特例法による在任及び定数特例は適用せず、原則どおり新たに新市で選挙により選出することになります。

掛川市議会	24人		
大東町議会	16人		
大須賀町議会	14人		
合併(H17.3.28)		←50日以内→	新市の議会 30人
		選挙	

消防団

- (1)消防団については、合併時に統合します。
- (2)分団の組織及び管轄区域については、当面現行のとおりとし、合併後、地域の実情を踏まえた上で調整します。
- (3)団員の報酬、手当等については、合併時に統一します。

現在の消防団の概要

名 称	掛川市消防団	大東町消防団	大須賀町消防団
組 織	1団本部 6方面20分団 定員 500人	1団本部 6分団 定員 160人	1団本部 4分団 定員 150人
主要消防装備	分団詰所 20か所 消防団指揮車 1台 消防ポンプ車 19台 水槽付ポンプ車 1台 可搬ポンプ 28台	分団詰所 6か所 消防団指揮車 1台 消防ポンプ車 6台 可搬ポンプ 6台	分団詰所 4か所 消防団指揮車 1台 消防ポンプ車 4台 可搬ポンプ 4台

公共的団体等

公共的団体等については、新市の一体性の速やかな確保を図るため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めます。



公共的団体等とは、シルバー人材センター、社会福祉協議会、商工会議所・商工会、農業協同組合、文化協会、体育協会、観光協会、文化振興財団など、公共的活動を営む団体を指します。合併特例法では、いつまでも合併関係市町村単位で同種の公共的団体が存続することは、合併市町村の一体性の確立の面からも好ましくないことから、公共的団体等は統合整備を図るよう努めなければならないとしています。

なお、シルバー人材センターについては、市町村の区域ごとに1個に限り指定することができると定められており、社会福祉協議会については、1または2以上の市町村に設置されることから、合併時に統合できるよう調整に努めなければなりません。また、商工会議所は市の区域、商工会は町村の区域とするのが原則ですが、市町村合併の場合、整備統合までの間は特例により1市町村内に複数の商工会議所・商工会が存在することが認められています。

地域審議会

合併特例法に基づき、掛川市、大東町及び大須賀町の区域であった区域に、それぞれ掛川地区地域審議会、大東地区地域審議会及び大須賀地区地域審議会を設置します。各地域審議会の組織及び運営については、次のとおりとなります。

- (1)設置期間
合併の日から6年間です。
- (2)所掌事務
ア 新市建設計画の変更に関する事項
イ 新市建設計画の執行状況に関する事項
ウ その他新市の長が必要と認める事項
- (3)組織
ア 地域審議会は、委員15人以内で組織します。
イ 委員は、設置区域に住所を有する者で、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。
(ア) 公共的団体等を代表する者
(イ) 学識経験を有する者
(ウ) 公募により選任された者
- (4)任期
委員の任期は、2年です。



地域審議会とは、区域の拡大により、住民の意見が新市の施策に反映されにくくなるのではとの不安に対応するため、合併前の区域住民の声を施策に反映させることを目的として、合併特例法により設置できると定められているものです。地域審議会を設置する場合は、合併前の市町村の区域を単位に、期間を定めて設置されます。新市建設計画を変更する場合、市長の諮問に応じて審議したり、当該区域に係る事務に関して市長に意見を述べることができます。

税金

1市2町が課税している税金は、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、特別土地保有税、入湯税、都市計画税、国民健康保険税の8税目あります。そのうち、違いがあるものは4税目です。これらについては下記のとおり確認されています。



市町村が課税できる税金は、地方税法によって種類税率、対象などが定められています。市町村は、その法律の範囲内において条例を制定し、課税権を行使しています。このため、基本的な部分は同じですが、税率や対象などに多少違いがあるものもあります。

税の種類		新市	掛川市	大東町	大須賀町			
個人市町村民税	均等割 1	2,500円 / 年	2,500円 / 年	2,000円 / 年	2,000円 / 年			
都市計画税(都市計画区域) 2		0.3%	0.3%(原田・原泉を除く全域)	なし(全域)	なし(全域)			
入湯税		1人1日100円	1人1日100円	1人1日150円	なし			
国民健康保険税	賦課区分	新市の税率を 新たに算出し、 平成17年度から統一	医療分	介護分	医療分	介護分	医療分	介護分
	所得割税率		5.1%	0.7%	5.8%	0.7%	5.7%	0.72%
	資産割税率		25.0%	4.0%	30.0%	6.0%	30.0%	4.5%
	均等割1人あたり		25,000円	5,800円	24,000円	7,700円	23,000円	7,300円
	平等割1世帯あたり		25,000円	3,800円	24,000円	4,800円	23,000円	4,500円
	年税額の一例 3		266,100円	286,600円	275,700円			

¹ 個人市町村民税均等割額は、市町村の人口規模で地方税法により定められています。人口5万人以上50万人未満の市は年額2,500円、5万人未満の場合は年額2,000円です。

² 都市計画税は、都市計画区域内の土地・家屋を対象に課税されます。旧大東町及び旧大須賀町の区域については特例措置を適用し、合併する日が属する年度及びそれに続く3年度間(平成19年度まで)は、課税されません。

³ 国民健康保険税額は、一例として次の世帯の条件により平成15年度の1市2町の年額を算出してみました。

被保険者
所得金額
固定資産税(土地・家屋分)

4人(内2人が40歳以上65歳未満の介護保険被保険者)
200万円
10万円

各種料金

・保育所保育料(公立・私立)

保育所保育料については、合併年度及びそれに続く3年度間(平成19年度まで)は、大東町の例により統一し、それに続く2年度間において、国の徴収基準額を参考に検討し、適正な保育所保育料を段階的に調整します。

(月額 円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		新市 (平成19年度まで)			掛川市			大東町			大須賀町			国の基準額 (参考)		
階層	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
1	生活保護法における被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	第1階層及び第4～7階層を除き前年度分の市町村民税の額が右の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	2,000	1,500	1,500	7,000	5,000	5,000	2,000	1,500	1,500	3,800	2,300	2,300	9,000	6,000
3	市町村民税課税世帯	9,000	7,000	7,000	17,000	14,000	14,000	9,000	7,000	7,000	9,600	7,000	7,000	19,500	16,500	16,500
4	第1階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が右の区分に該当する世帯	64,000円未満	17,000	14,500	14,000	27,500	24,000	23,000	17,000	14,500	14,000	17,400	16,000	16,000	30,000	27,000
5		64,000円以上160,000円未満	27,000	22,000	19,500	44,000	33,500	31,000	27,000	22,000	19,500	35,800	23,500	23,500	44,500	41,500
6		160,000円以上408,000円未満	32,000	23,500	21,500	54,600	37,700	32,000	32,000	23,500	21,500	44,000	25,000	25,000	61,000	58,000
7		408,000円以上	37,000	23,500	21,500	65,700	37,700	32,000	37,000	23,500	21,500	47,000	26,100	26,100	80,000	77,000

・幼稚園保育料(公立)

幼稚園保育料については、大東町及び大須賀町の例により統一します。

(月額 円)

項目	新市	掛川市	大東町	大須賀町
幼稚園保育料	6,000	7,200	6,000	6,000

・上水道料金

上水道料金等については、合併時はそれぞれ現行のとおりとし、新市において水道事業計画を策定した上で、統一に向け調整します。

上水道料金の例 (2か月料金 税込 大須賀町はメーター使用料含む)

項目	掛川市	大東町	大須賀町
家庭用 (50m ³ 使用の場合)	7,900円	8,190円	7,476円
家庭用 (70m ³ 使用の場合)	11,680円	11,970円	10,416円
工場用 (口径75mm 3,000m ³ 使用の場合)	609,550円	779,739円	787,500円
工場用 (口径75mm 20,000m ³ 使用の場合)	4,090,300円	5,242,230円	5,250,000円

・下水道料金

公共下水道及び農業集落排水施設の使用料等については、合併時はそれぞれ現行のとおりとし、新市において下水道事業計画を策定した上で、統一に向け調整します。

下水道料金の例 (2か月使用料 税込)

使用水量	掛川市	大東町
30m ³	2,940円	4,515円
40m ³	3,990円	6,090円
50m ³	5,040円	7,665円
60m ³	6,300円	9,240円
100m ³	11,340円	15,540円
200m ³	23,940円	35,490円

大須賀町の公共下水道は、平成17年4月供用開始予定のため、現在下水道料金はありません。

・窓口手数料

税務証明手数料及び住民窓口手数料については、大東町を基に調整します。

1市2町で差のある窓口手数料の主なもの

項目	掛川市	大東町	大須賀町
所得証明・課税証明・評価証明・納税証明などの証明書	1件 350円	1件 300円	1件 300円
身分又は年齢に関する証明書	1通 350円	1件 300円	1件 350円
住民票関係の証明書	1通 350円	1件 300円	1件 300円
外国人登録関係の証明書	1通 350円	1件 300円	1件 300円
印鑑登録証明書	1通 350円	1件 300円	1件 300円



上水道料金の計算は、1市2町さまざまです。掛川市では一律使用量に応じて計算され、大東町では家庭用・工業用など用途別に使用量に応じて計算されます。また、大須賀町では水道管の口径別に使用量に応じて計算されます。

水道事業は地方財政法上、公営企業として独立採算性を原則としておりますので、上水道料金は事業全体における水需要予測や施設計画などを基に設定されています。よって、新料金は、新市として全体の水需要予測や施設計画などの水道事業計画を策定した上で、原価を計算し設定する必要があります。

また、下水道事業においても、ほぼ同様の事業体系となっています。

このため、上水道料金、下水道料金は、新市においてそれぞれ事業計画を策定した上で、統一に向け調整することとなります。調整には、合併後、概ね4～5年ほどの期間を必要とします。

健康・福祉・医療

国民健康保険事業

国民健康保険事業の取扱いについては、次のとおり調整します。

- (1) 国民健康保険税については、国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、新市における療養給付費等の支出を推計し、必要な負担額の算出を行った上で、合併年度の翌年度(平成17年度)から統一します。
- (2) 人間ドック助成事業については、掛川市の例により統一します。
- (3) 高額療養費貸付事業については、大東町及び大須賀町の例により統一します。

国民健康保険事業の取扱い

項 目		新 市	掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
人間ドック助成	対象年齢	20歳～69歳	20歳～69歳	40歳～69歳	30歳～69歳
	自己負担金	10,000円	10,000円	10,500円	10,000円
高額療養費貸付事業	貸付額	高額医療費支給見込みの10分の8以内	—	高額医療費支給見込みの10分の8以内	高額医療費支給見込みの10分の8以内
	貸付利息	無利子	—	無利子	無利子

国民健康保険税は、新市の税率を新たに算出し、平成17年度から統一されます。

介護保険事業

- (1) 介護保険事業計画については、合併時までに策定します。
- (2) 第1号被保険者(65歳以上)に係る介護保険料については、新市において介護保険事業が円滑に運営されるよう合併年度の翌年度(平成17年度)から統一します。
- (3) 介護認定審査会については、現行の体制を引き続き存続するよう調整します。



介護が必要かどうか審査・判定する介護認定審査会は、現在、掛川市及び小笠郡の1市5町で共同設置しています。

生活保護事業

高齢者福祉事業

児童福祉事業

障害者福祉事業



1市2町で実施している生活保護・高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉などの事業には、法律で定められ実施している事業と、住民福祉の向上を図るため市町村独自に実施されている事業があります。したがって、国・県等の制度に基づく1市2町間で違いのない事業は引き続き推進し、独自の事業は実績などを踏まえ統合・再編し充実に努め、新市全体の均衡が保たれるよう調整することになります。

- (1) 国・県の制度に基づく事業については引き続き実施し、1市2町独自の事業については、実績などを踏まえて統合・再編し充実に努めます。
- (2) 高齢者保健福祉計画、次世代育成支援行動計画については、合併時までに新市の計画を策定し、障害者計画については現行の計画を新市に引き継ぎます。

保健・医療

- (1) 保健計画については、現行の計画を踏まえ、新市において策定します。
- (2) 予防接種、各種健診、休日・夜間の救急医療体制については、実施内容・方法等について医師会等と調整し、合併時に再編します。
- (3) 各種保健事業については、合併時に統一します。



高齢化社会の到来や社会保障制度の一環である各健康保険財政の厳しい状況から、病気の予防と健康づくりを担う保健・医療行政の役割は、より一層重要になっています。1市2町でも、母子健診や生活習慣病健診を行ったり、各種予防接種や健康教育に力を入れており、医療体制では掛川市立総合病院をはじめ、

小笠医師会と連携した、休日・夜間の救急医療の確保に努めています。合併に伴い、これら保健・医療関係事業も一体的に実施することにより、体制の充実や専門性をさらに発揮し、社会環境の変化に的確に対応していくことが求められています。

教育・文化

学校教育

- (1) 市(町)立小中学校の通学区域については、現行のとおりとし、幼稚園の通園区域については、設けません。
- (2) 教育相談事業については、合併時に統一します。
- (3) 遠距離通学対策事業については、当分の間、現行のとおりです。
- (4) 幼児教育に係る振興計画については、現在の計画を踏まえ、新市において速やかに策定します。
- (5) 学校給食事業については、当分の間、現行のとおりです。ただし、給食費については、合併時に統一します。

社会教育

- (1) 各種講座等の社会教育関係事業については、合併時に統合又は再編します。
- (2) 成人式については、新市において統一的に開催します。
- (3) 図書館の運営方法については、合併時までに調整し、公民館図書室と相互利用ができるようネットワーク化を図ります。移動図書館については、統一して実施します。
- (4) 社会教育施設等の運営方法については、当分の間、現行のとおりとし、新市において調整します。

文化振興

- (1) 文化振興事業及び文化財保護事業については、合併時に統合又は再編します。
- (2) 指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぎ、指定基準については、合併時に統一します。
- (3) 文化芸術施設の運営方法については、現行のとおりです。

環 境

ご み

廃棄物の収集及び処理については、当分の間、現行のとおりです。



家庭のごみの収集や処理方法は、新市になっても当分の間、変わりません。

環境・衛生関係

- (1) 環境条例については、掛川市の例により、新市において制定します。
- (2) 環境に関する各種計画については、現在の計画を踏まえ、新市において策定します。
- (3) 環境・衛生事業については、合併時に統一します。

建設・農林

建設関係

- (1) 都市計画(地域地区、都市施設等)については、現行のとおり新市に引き継ぎます。
- (2) 都市計画マスタープランについては、現行の計画を踏まえ、新市において策定します。
- (3) 道路認定基準については、合併時に統一します。ただし、既存の認定道路については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整を図ります。
- (4) 建設関係事業に伴う地元負担金は、廃止します。
- (5) 継続中の建設事業については、新市に引き継ぎます。



大東町・大須賀町で実施されている町道などを整備する際の地元負担金制度は、廃止されます。

農林関係

- (1) 農業振興地域整備計画等各種計画については、現在の計画を踏まえ、新市において策定します。
- (2) 農林事業に伴う受益者負担金については、合併時に統一します。ただし、合併時における継続事業については、現行の負担割合で新市に引き継ぎます。
- (3) 農林関係事業については、引き続き実施します。ただし、同一又は類似する事業については、新市全体の均衡が図られるよう統合又は再編します。

そ の 他

・ 補助金・交付金

補助金、交付金等については、その事業目的、効果等を総合的に勘案しつつ、従来の経緯、実績等に配慮し、次のとおり調整します。

なお、整理統合ができる補助金等については、統合又は廃止するよう調整します。

- (1) 同一又は同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整します。
- (2) 1市2町それぞれ独自の補助金等については、従来からの実績等を尊重し、新市全体の均衡を保つよう調整します。

・ 姉妹都市 国際交流事業

- (1) 姉妹都市については、これまでの経緯及び実情を踏まえ、合併時までに調整します。
- (2) 国際交流事業については、これまでの経緯及び実情を踏まえ、統合又は再編します。

1市2町の姉妹都市

項 目	掛川市	大東町	大須賀町
国際姉妹都市	米国オレゴン州ユージン市	—	米国ニューヨーク州コーニング市
国内姉妹都市	—	いさわちょう 岩手県胆沢郡胆沢町	いわむらちょう 岐阜県恵那郡岩村町

・ 男女共同参画事業

- (1) 男女共同参画計画については、現在の計画を踏まえ、新市において速やかに策定します。
- (2) 男女共同参画条例については、新市において制定します。

・ 地域振興事業

- (1) 自治会連合組織については、新市の一体性を確保するため、合併時に統合するよう調整します。
- (2) 自治会への交付金については、現行の予算総額の範囲内を基本とし、合併時に統一するよう調整します。
- (3) 自治会事業への補助制度については、合併時に統一するよう調整します。



ここでいう地域振興事業とは、自治会関係の事業を指します。

・ 窓口業務

- (1) 窓口業務時間延長については、本庁、支所において、実施します。なお、実施曜日、延長時間、取扱業務内容等については、合併時までに調整します。
- (2) 既存の出張所(掛川市連雀町)については、現行のとおりです。
- (3) 霊柩車の取扱いについては、掛川市の例により実施します。



ここでいう窓口業務とは、現在の市民課(掛川市)、住民課(大東町)、窓口税務課(大須賀町)で行っている住民登録や各種証明書の発行、保険、年金などの手続きや各種台帳の閲覧サービスなどを指します。基本的な窓口業務の内容は、市町村によって違いはありませんが、細部については違いがあるため、合併

時までに調整することになります。

なお、霊柩車の取扱いの掛川市の例とは、これまでの大東町大須賀町共同で設置していた聖苑車をやめ、民間の霊柩車を利用していただき、その際10,000円の霊柩車利用助成を新市で行うということです。

・ 防 災

- (1) 地域防災計画については、新市において速やかに策定します。
- (2) 災害対策本部については、合併時までに新たな体制を構築します。自主防災組織については、現行の組織を存続します。
- (3) 防災無線については、速やかに整備計画を策定し、新市において計画的に整備します。ただし、同報無線については、緊急放送が同時発信できるよう合併時までに整備します。

新市建設計画(案)の概要

新市建設計画とは

「新市建設計画」とは、1市2町が合併した場合、新市まちづくりのマスタープランの役割を果たすものです。

新市が合併後10年間で進めるべき具体的な施策、事業、財政計画等を盛り込んでいます。

新市建設計画の主な項目

合併の必要性	P10
新市の基本方針	P11—P12
新市の重点プロジェクト	P13—P14
新市の施策	P15—P21
財政計画	P22

合 併 の 必 要 性

1 住民の生活圏の 広域化への対応

住民の日常生活圏は、鉄道や道路網の整備、車社会の発達などにより市町村の区域を越えて広域化しています。多数の住民が市町村を越えて通勤・通学しており、こうした住民の生活圏の広域化に対応するためには、1市2町が一つになり、一層利便性の高いまちづくりを進めていく必要があります。

2 住民ニーズへの 的確な対応

住民の価値観の多様化、ライフスタイルの変化、情報化社会の進展などによって、行政に対する住民ニーズは多様化し細分化しています。もっとも基本的で身近な行政主体である市町村は、良質な行政サービスの提供、住民ニーズへの迅速な対応を目指し、合併によって行財政力を強化することが必要です。

3 少子高齢化への対応

1市2町では少子化と高齢化が徐々に進行しています。地域を支える若者が減少すれば地域活力は低下し、高齢者が増加すれば福祉や医療の充実が求められます。子育てや高齢者に対してきめ細かい行政サービスを提供するためには、合併して行政組織の合理化を図り、合理化で生まれた余力を今後ニーズが高まる分野へ手厚く投入することが必要です。

4 地方分権に対応した 行政基盤の強化

地方分権の進展に伴い、自治体は今まで以上に主体性や独自性を発揮することが求められています。質の高い行政サービスを提供するためには、行財政基盤の強化とともに、合併によって職員の専門性を発揮しやすい環境を整え、自治体の能力をさらに向上させることが必要です。

5 厳しい財政状況の中での 財政基盤の強化

国は地方交付税や国庫補助金を見直すとともに、税源移譲による三位一体改革を進めようとしており、国への財源依存体質からの脱却が求められています。こうした状況の中では、合併によって行財政の効率化を進めるとともに、都市基盤や産業基盤の整備を通じて地域産業の活性化を図り財政基盤を強化していくことが必要です。

6 都市間競争への対応

静岡県内各地で市町村合併が推進されています。1市2町が合併しない場合、相対的に自治体の規模は小さくなり、人、物、情報の吸引力の低下が危惧されます。都市間競争に対応するためには、1市2町が合併して規模の拡大を図り、地域資源に磨きをかけて新しい個性を発揮していくことが必要です。

新市の将来ビジョン

海と山と街道がつながり、 夢・未来を創るまち

「海」は遠州灘を、「山」は新市北部の山間地を意味しています。この「海」と「山」は、新市が自然環境に恵まれていることや、豊かさを備えたふるさとであることを示しています。そして「街道」は、新市を東西に横断している東海道新幹線や東名高速道路などの全国的にも重要な交通網を意味し、「人」「物」「情報」の動脈を抱えていることを示しています。この「海」と「山」が融合し、さらに「街道」と連携することによって、新市全体はさらなる発展の可能性が広がり、住民の「夢」を実現し、「未来」を創造していくまちに変わることを示しています。

都市と田園の良さを充実させ

元気になる、
楽しくなる、
安心できる。

住民参加と協働、
報徳精神によって

優しくなる、
手をつなぐ、
未来を拓く。

海山連携の
まちづくり

健康長寿の
まちづくり

生涯学習の
まちづくり

南北軸の創出、
東西軸との連携によって

便利になる、
豊かになる、
一つになる。

新市の基本目標

1 健康・福祉・医療系

具体的施策

P. 15 >

「住民が安心して暮らすことが
できる健康長寿のまちを創る」

2 自然・環境系

具体的施策

P. 16 >

「美しい風景と快適な居住環境を備えたまちを創る」

3 教育・文化系

具体的施策

P. 17 >

「子供の健やかな成長と、
住民の夢実現を応援するまちを創る」

4 経済・産業・観光系

具体的施策

P. 18 >

「活発な産業活動が営まれ、
住民の豊かな暮らしを支えるまちを創る」

5 都市基盤系

具体的施策

P. 19 >

「南北軸の創出と東西軸との
連携によって利便性の高いまちを創る」

6 連携・協働・交流系

具体的施策

P. 20 >

「住民参加、連携と協働による
自立の気風に満ちたまちを創る」

7 行財政改革系

具体的施策

P. 21 >

「行き届いた行政サービスと、
効率的な新市運営が両立するまちを創る」

新市の重点プロジェクト

重点プロジェクトは、新市の将来ビジョン実現に直結するプロジェクトです。
1市2町が合併した場合には、優先的に実現を図っていきます。

重点プロジェクト

新市融合に向けた交通基盤の充実

「新市融合に向けた南北幹線道路と交通システムの整備」

新市の一体化を促すとともに、新市の南北間の円滑な往来を実現するため、新市の背骨となる南北幹線道路を整備します。早期に合併効果を発揮させるため、掛川市街地と大東町、大須賀町の市街地とを円滑に結ぶ路線の一部バイパス化を図るとともに、県道整備を強く要望していきます。

交通システムについては、新たに南北幹線道路が整備されるまでは既存幹線道路を利用し、乗り換えなしの大須賀発大東経由掛川行きバス路線の確保に努めます。また、新たな南北幹線道路の完成後については、この幹線道路を利用したバスの運行等についても調査検討を行います。

さらに、公共交通が不便な地域の改善を図るため、地域特性に応じた交通システム導入に向けた調査を行います。



2

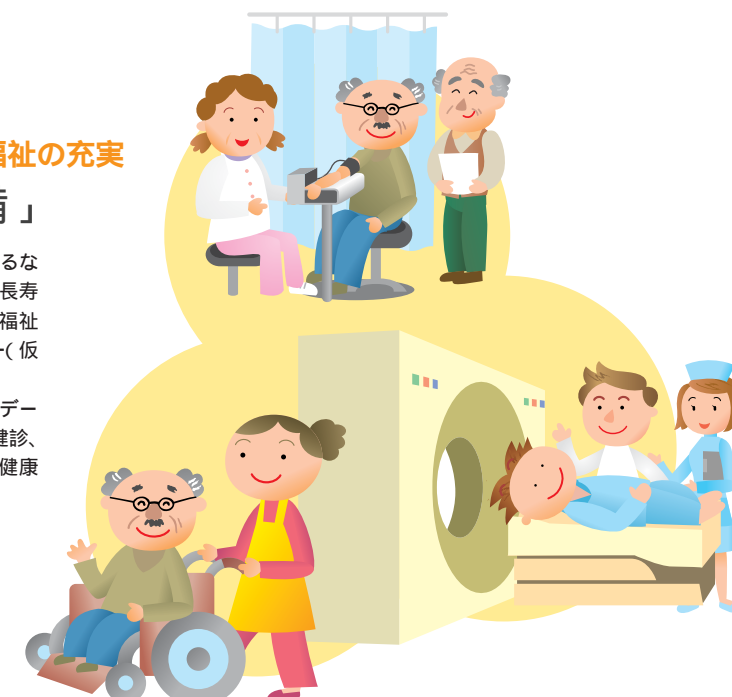
重点プロジェクト

医療、保健、福祉・介護の連携強化による健康・福祉の充実

「総合健康センター(仮称)の整備」

医療、保健、福祉機能が連携し、地域の関連施設のネットワーク化を図るなど包括的地域ケアシステムの確立を図り、寝たきり老人を出さない健康長寿のまちづくりを推進するため、健診機能(より高度なドック機能)、健康・福祉相談機能、福祉ボランティア支援機能等を兼ね備えた「総合健康センター(仮称)」を市立総合病院の近隣に設置します。

運営は、市内医療機関、東京女子医科大学、福祉団体等と連携し、健診データの共有・活用を図るほか、健康づくりに関する公開講座の充実、住民の健診、市内企業や団体の定期健康診断などを積極的に実施し、住民と地域の健康管理の拠点とします。



3

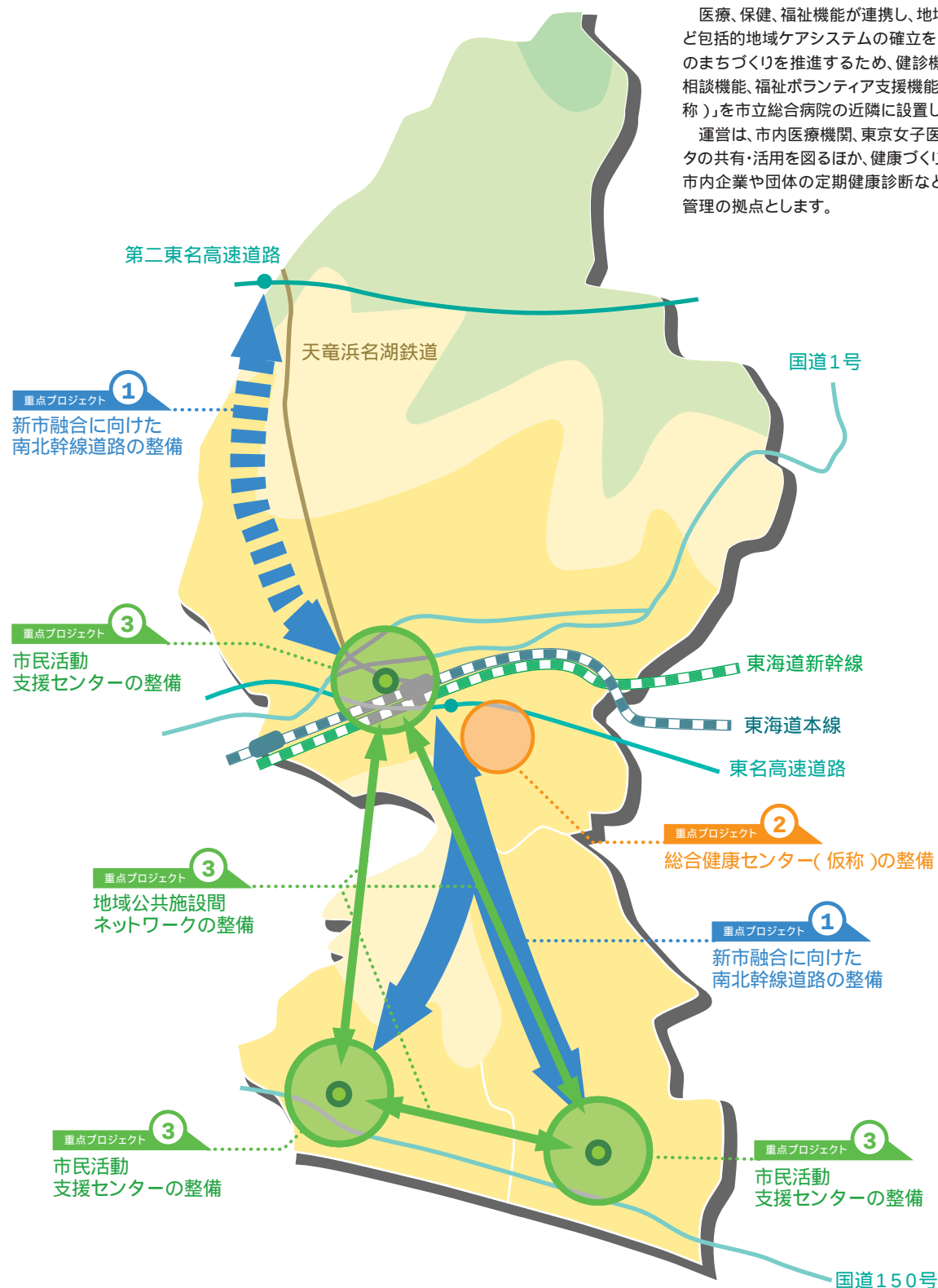
重点プロジェクト

市民協働型まちづくりに向けた市民活動支援体制の充実

「市民活動支援センターと地域公共施設間ネットワークの整備」

各種団体と行政との機能分担・協働を進める基盤づくりとして、活動環境の整備による活動の活性化、新市全体への情報発信、団体間の情報交流を支援する市民活動支援センター整備を行います。このセンターは、1市2町市街地の公共施設等を有効活用して3か所に設置し、NPO法人設立相談コーナー、資料コーナー、会議室、作業コーナーなどを設け手軽に活動できる場とします。また、新市の拠点施設を結ぶ地域公共施設間ネットワークに組み込み、情報発信を通じて各種のテーマに応じたグループ活動の拡大が図られるよう支援し、新市全体の文化向上、住民主体の社会づくりを実現します。

また、交流を通じた生涯学習の推進、まちづくりの推進のため、全ての地域情報の基盤として学校、図書館、市民活動支援センターなど、主な公共施設を結ぶ地域公共施設間ネットワークを拡大します。



1 健康・福祉・医療系

「住民が安心して暮らすことができる健康長寿のまちを創る」

保健、医療、福祉をさらに充実させ、高齢者、障害者、子育てしている人をはじめとして、すべての住民が安心して暮らすことができるまち、優しさにあふれたまちを実現します。新市の保健、医療、福祉機関が相互に連携し、健康予防医学や介護体制等を充実させ、住民の健康を守り、長寿につながるまちを実現します。

1 健康づくり・予防医学の充実

市立総合病院、医科系大学、行政が連携し、健康づくり、予防医学・検診体制の充実を図り、住民が健康で長生きできるまちを実現します。

2 先進的な保健医療機能の集積

新市の良好な自然環境を活かしつつ、住民や来訪者の心身をリフレッシュさせる「癒し」機能の集積を図り、住民の健康増進を実現します。

3 在宅医療、在宅福祉の充実

市内の医療機関の連携を促し、在宅医療を充実させて、通院困難な住民や独居老人等に対してきめ細かい医療を提供していきます。さらに行政、福祉団体、民間事業者が協力し、充実した在宅福祉を実現します。

4 高齢者福祉施設の充実

高齢者の増加を踏まえて、高品質で家族的雰囲気を備えた高齢者福祉施設を充実させて、住民が安心して老後を迎えることができる社会を実現します。

5 障害者支援の充実

障害のある人もない人と全く同じように活躍できる社会を目指し、障害者福祉施設、支援体制、相談機能を充実させて、手厚い障害者福祉を実現します。

6 ユニバーサルデザインに配慮した社会の実現

高齢者や障害者のみならず、すべての住民が安全かつ容易に利用できる建物や街に改善し、ユニバーサルデザインに配慮した社会を提供し、高齢者や障害者をはじめとしてすべての住民が積極的に社会参加できるまちを実現します。

7 子育て環境、支援策の充実

子育てに対するニーズが多様化していることを踏まえて、保育サービス、保育内容、保育環境、育児支援策を充実し、住民が安心して子育てができるまちを実現します。

8 スローライフによる健康増進

効率性や速さを重視し過ぎた生活を見直し、伝統的食文化、温泉等による伝統的療法を生活に取り入れ、自然と調和した暮らしを取り戻して、健康増進を図る活動を普及します。



新市が実施する主要な事業

医療機関の連携による予防医学・治療医学の充実

- (仮称)総合健康センターの整備 **重点プロジェクト ②**
- 医療機関の連携による予防・治療医学の普及 **重点プロジェクト ②**

新たな手法による健康づくり

- ユニバーサル園芸 指導者の育成及びユニバーサル園芸施設整備に対する支援
- 温泉利用健康増進設備の整備 (トレーニング施設の整備、温泉入浴指導員の常駐)

子育て支援体制の充実

- 地域子育て支援センターの整備
- 放課後児童クラブの整備
- 子育て応援の仕組みづくり

スローライフ実践コースの提供

- 新市探訪自転車ロードマップの作成とイベントの開催
- 小笠山ハイキングコースの整備
- 休耕地を活用した市民農園の提供

ユニバーサル園芸とは、農耕・園芸の効用を活用し、心身の健康、心のゆとりや豊かさなどの生活の質の向上、人間的成長などを増進しようとする活動を、静岡県ではユニバーサル園芸と呼んでいます。

2 自然・環境系

「美しい風景と快適な居住環境を備えたまちを創る」

新市には山間地、丘陵地、平地、海岸、河川があり、自然環境は多様性に富んでいます。貴重な動植物が生息する自然環境を保全し後世に残すとともに、茶畑や砂浜海岸に代表される新市の個性的な風景を活かし、人々が訪れ、住みたくなるまちを実現します。さらに、生活排水や廃棄物の処理・再生を進め清流を取り戻し、美しい風景と快適な居住環境を備えたまちを目指します。

1 貴重な自然環境の保全

新市北部の山間地、中央に位置する小笠山、南部の海岸線や河川は、新市の骨格をなす自然環境であり、保全と管理に努め、自然環境の豊かなまちを継承していきます。

2 美しい景観の形成

砂浜海岸、丘陵地の茶畑、屋敷の植囲いは新市を特長づける景観です。良好な景観の保全、美しい景観形成に向けた仕組みを整え、人々が訪れ、住みたくなるまちを実現します。

3 安全で安定した上水の提供

信頼できる安全な水の安定的な提供体制、災害にも強い供給体制を整備し、安全・安心な市民生活の実現を図ります。

4 生活排水対策の充実

人口密度や地形等の地域特性に合わせて、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等を組み合わせた生活排水処理対策を実施し、河川の水質を向上させるとともに、快適な居住環境を実現します。

5 資源循環型社会の実現

環境教育を充実させ、住民、事業所、行政が協力して廃棄物の排出を抑制するとともに、廃棄物の再利用、再資源化の仕組みを整え、資源循環型社会の実現を図ります。

6 自然エネルギーの活用

太陽光や風力などの自然エネルギーや新エネルギーが、住宅や事業所で積極的に活用されるよう支援策を充実させ、地域のエネルギー自給率が高い環境都市を実現します。

新市が実施する主要な事業

自然環境保全体制の充実

- 環境教育の充実
- 自然環境調査の拡充

歴史伝統街並み空間の活用

- 町屋の保存及び利活用のための計画作成

上水道の整備、水道連絡管敷設事業

- 水道連絡管敷設事業

廃棄物再利用の充実

- バイオディーゼル、バイオガスなどの導入調査
- 環境ISO14001の認証取得

自然エネルギー発電施設の拡充

- 公共施設への自然エネルギー発電施設の導入
- ソーラー発電の普及促進



3

教育・文化系

「子供の健やかな成長と、住民の夢実現を応援するまちを創る」

子供の健全な成長と住民の生涯学習を促し、住民の夢実現を応援するまちを創出するとともに、新市の歴史的資源や田園環境から育まれた伝統的文化と、先進的な都市型文化とが共生したまちを目指します。そして、地域に根づく報徳の精神に基づき、生涯学習先鞭の地にふさわしい社会に貢献する人材を育てるまちを実現します。

1 子供たちの教育環境の充実

地域、家庭、学校の連携により、豊かな心を育む教育、子供の能力を引き出す教育、情報化や国際化に対応した教育等がさらに充実するよう、次代を担う子供たちに優れた教育環境を提供します。

2 生涯学習の推進と地域を支える人材の育成

全国有数の生涯学習が盛んなまちであり、報徳の精神が根付いている土地柄を踏まえ、さらに人材育成を充実させて、まちづくりをはじめとして地域を支える人材を育成します。

3 スポーツ環境の充実

青少年の心身の強化や、幅広い住民の健康増進を目指し、住民が手軽にスポーツに親しむことができる環境を創出します。

4 学習・文化機能の充実

住民が気軽に利用できる図書館の拡充、地域の歴史文化を保存・伝承する学習施設の充実等により自由に学習できる場を充実します。また伝統的文化を地域の財産として後世に伝えていくとともに、新しい都市的文化を広めることに努め、住民が幅広い文化に触れる環境をつくることで、住民の夢実現を応援するまちを実現します。

5 歴史的資源の再生と活用

掛川城、横須賀城跡、高天神城跡、城下町や宿場町の面影を残す街並みなどは、新市の貴重な歴史的資源であり、統一的な考えの下に保全、再生、活用を図り、地域の歴史を後世に伝えていきます。



新市が実施する主要な事業

学校間ネットワークの活用とIT教育の充実

- パソコン機器、環境の充実
- 市教育センター機能の強化による指導者体制の充実
- 生徒が自ら作るホームページによる学校間交流の促進

海山交流、歴史文化交流を生かした体験学習

- 海と山の自然を活用した体験学習の充実
- 歴史や文化交流を生かした体験学習の充実

幼稚園・保育所の再編

- 幼稚園、保育所の再編整備

ネットワーク活用による生涯学習情報の交流促進

- ITを活用した生涯学習情報・講座の提供
- 文化施設の企画運営能力の向上による市民が利用したくなるメニューの提供

スポーツ施設・活動推進体制の充実

- 新市南部のスポーツ施設の整備

図書館・資料館の充実

- 図書館・資料館の整備

3城跡の保全再生活用の推進

- 保全再生・活用検討の推進

4

経済・産業・観光系

「活発な産業活動が営まれ、住民の豊かな暮らしを支えるまちを創る」

地域特性に応じて個性的で競争力ある農業が営まれているまち、商店が繁盛し地元企業が成長するまちを目指します。さらに、高次都市機能の充実、多様な都市型サービス業の集積を図り、雇用機会に恵まれ、知的創造が盛んに行われ、住民の豊かな暮らしを支えるまちを実現します。

1 地産地消のまちづくり

遠州灘の海岸線を中心として砂地農業が営まれ、高品質な野菜や果物が生産されています。平地では良質の米が栽培されるとともに、丘陵地では日本有数の生産量を誇る茶が栽培されています。安全で美味しい地場農産物の地域消費を促し、地産地消のまちづくりを進めていきます。

2 次世代型農業の実現

農業生産基盤の充実とともに、経営組織の強化、生産体制の効率化、流通経路の開拓等を促し、競争力ある農業に向けて法人化や企業経営の手法を取り入れた合理的な農業経営の実現を図ります。さらに、新規就農者に対する支援拡充を通じて担い手の確保及び育成を行います。

3 地域商業の活性化

便利で快適な暮らし、まちの活気、住民の交流等にとって地域商業はなくてはならないものであり、新市の各地域の商店街の活性化を図ります。

4 雇用機会の確保に向けた企業誘致と支援拡充

有力企業の集積実績、交通利便性の向上等を生かして、企業誘致活動を積極的に展開するとともに、地場企業、立地企業、さらに起業家に対する支援を拡充し、地域産業の活性化を図り、住民に多様な雇用機会を提供します。また、工業用水の水利確保について研究を進めます。

5 観光の振興

歴史的資源、風景や温泉等の自然環境の活用や、農業や民間集客施設との連携を通じて、来訪者にとって魅力あるまちづくりを進め、交流人口を増やして地域経済を活性化していきます。

6 高次都市機能の充実

新市の高次都市機能の充実を目指し、緑茶、種苗、予防医学等の地域資源に関係する研究開発機能、既有力企業の研究開発機能の誘致を行います。

7 都市型サービス業の集積促進

市街地再開発ビルを核としながら、新たなサービス業の進出を促す仕組みを整え、住民の暮らしや事業活動をサポートする多様な都市型サービス業の集積を図ります。



新市が実施する主要な事業

地産地消の環境づくり

- イベントを通じた販売交流の促進
- 地場産品の販売施設、設備の充実

農業法人化の促進

- 地域農業振興組織への支援
- 農業法人化への支援

新規就農者の確保

- 農業研修者への就農支援

空き店舗・オフィスを活用した起業家創出事業

- 空き店舗・オフィスの利活用による商店街の活性化
- 報徳の理念を生かしたビジネス教育の創出・研究

工業用水の水利確保

- 工業用水確保に向けた調査研究

企業誘致・産学連携体制の充実

- 産業コーディネーターの配置

観光施設ネットワーク創出と周遊型イベント開催

- 3城跡を中心とした観光ネットワークの検討

5

都市基盤系

「南北軸の創出と東西軸との連携によって利便性の高いまちを創る」

南北軸を創出し、新市の南北方向の時間距離を縮め、新市に散在する公共施設、交通施設等へ短時間で到着できる便利なまちを実現するとともに、南北軸と東西軸とを連携させて、広域的な交通利便性の良さに磨きをかけます。さらに、この南北軸を活用して、中心市街地を連絡する公共交通を充実させて交通弱者にも優しいまちを目指し、さらに中心市街地では都市機能を充実させて、賑わいのあるまちを実現します。

1 海山連携道路の実現

渋滞を解消するとともに1市2町の市街地間を20分程度で結ぶ道路の早期実現を目指し、南北間の円滑な生活・産業交通を実現します。さらに抜本的な解決策として、国道150号から第二東名高速道路に至る海山連携道路を計画し、新市の背骨となる南北軸を創出します。

2 南北軸と東西軸の連携

南北幹線道路と東西幹線道路及び東海道新幹線等の連携がもたらす、関東中京関西圏へ時間短縮効果や交通結節点としての特性を活かし、人、物、情報の活発な交流を促して、地域全体の活性化を実現します。

3 地域間道路・生活道路網の充実

南北幹線道路とともに、健康・医療、経済・産業、文化、行政などの市民生活に密着した公共施設・交通施設を連絡する道路についても充実を図り、新市全体の均衡がとれた利便性が高く生活環境の充実したまちを実現します。

4 地域特性に応じた交通システムの導入

人口密度や地域コミュニティの熟度に応じて、利便性と経済性を備えた新公共交通システムの導入を図り、交通弱者の通学、買物、通院等の利便性向上を図ります。

5 中心市街地の活性化

集客の核となる商業機能や文化余暇機能、憩いの場や子供たちの遊び場となる身近な公園を充実させて、中心市街地への居住促進を図り、人が集まり賑わいある中心的市街地を実現します。

6 中心的な憩いの場(交流広場)の提供

全住民のレクリエーション活動の拠点となり、住民相互の交流や住民の健康づくりにも役立つ、新市の中心的な憩いの場を創出します。

7 防災拠点の確保・防災機能の強化

防災拠点の充実、避難路の確保、公共施設の耐震性の向上、河川や池沼の治水機能等の強化などによって、災害に強い安全なまちを実現するとともに、ハザードマップの整備・公表・周知により住民の防災意識の向上を図ります。



新市が実施する主要な事業

新市融合に向けた南北幹線道路の整備

- 市街地間連携ルートの整備 重点プロジェクト ①
- 海山連携ルートの整備 重点プロジェクト ①

地域間道路・生活道路網の充実

- 地域と公共施設・交通施設等を結ぶための地域間道路・生活道路の整備

新市民の円滑な往来に向けた交通システムの充実

- 旧市街地間を乗り継ぎなく結ぶバス路線の確保 重点プロジェクト ①
- 総合交通体系の調査 重点プロジェクト ①

新市民の交流広場の整備

- 小笠山の自然を生かした交流広場の整備
- 自然観察会、フリーマーケット等のイベント開催による住民交流促進

全市的な防災機能の強化

- 新市防災計画の作成
- 同報無線、行政無線等の防災無線体制の整備
- 広域的な消防施設の整備
- ハザードマップの整備

6

連携・協働・交流系

「住民参加、連携と協働による自立の気風に満ちたまちを創る」

住民が主体的にまちづくりを考え、老若男女がともにまちづくりに参加して、自立の気風に満ちたまちを実現します。そして、異なる個性を備えた地域が相互に連携し、中心地域と周辺地域の隔てなく均衡ある発展を目指します。さらに、異なる立場の住民、企業、行政が相互に協力し、地域活動、地域間交流、国際交流を活発に行い、住民の意思と活力に支えられたコミュニティ活動や交流活動の盛んなまちを実現します。

1 住民参加システムの構築

地域のことは地域で考え、地域で行動を起こしていくことができるよう、住民が自ら積極的にまちづくりに参加する仕組みを整え、自立の気風に満ちたまちを実現します。

2 男女共同参画の推進

性別にかかわらず個性や能力を発揮できる社会を目指し、男女共同参画の視点に立ち社会制度や慣行の見直し、意識の改革を行います。男女がともに活躍できる環境の実現に努め、市民の個性がより活かされる新市を実現します。

3 均衡ある発展に向けた役割分担

異なる個性を備えた地域が相互に尊重し合い、地域ごとに特徴ある役割を担うことによって、全市域が均衡ある発展を実現していきます。

4 新たな情報媒体による地域情報発信

コミュニティFMといった新たな情報媒体の導入を検討し、日常生活に密着した地域情報を全住民に効果的に伝達する仕組みを整えとともに、魅力ある情報発信ができる人材の育成を図り、地域情報の共有化によって新市の一体感を早期に実現します。

5 報徳の精神に基づいた地域活動の促進

報徳の精神が根付いている地域特性を踏まえ、地域活動に対する支援を拡充し、新たなボランティア活動、NPO活動などの地域活動が次々と生まれてくる自立の気風に満ちたまちを実現します。

6 国内・国際交流、国際化の推進

若者の国際感覚の醸成、地場企業の国際化を促すため、在住外国人との交流や国際姉妹都市との交流を推進し、国際的に活躍できる人材を養成します。さらに住民に多様な活躍の機会を提供するため、住民や地域の団体が育んできた地域間交流を応援し、市民の交流活動を生かしたまちづくりを実現します。



新市が実施する主要な事業

市民活動支援体制の充実

- 住民主体の地域活動への支援
- ボランティア、NPOの活動拠点的施設の整備 重点プロジェクト ③

男女共同参画の推進

- 新市男女共同参画推進計画の策定
- 男女共同参画出前講座の開催

新市融合に向けた地域情報発信機能の強化

- コミュニティFM局開設調査

在住外国人への支援充実

- 在住外国人への相談窓口の充実
- 日本語教室の拡充



「行き届いた行政サービスと、効率的な新市運営が両立するまちを創る」

新市に散在する公共施設の有効活用、情報通信技術の導入、住民ニーズの高い部門への重点的な職員配置等によって、行き届いた行政サービスが提供できるまちを目指します。また、人材の有効活用や育成を通じて政策立案能力を高め、国・県に対しても提言を行える自立した地方都市を目指します。その一方で、行政組織のスリム化や業務の効率化を進め、無駄を省いた新市運営を実現します。

1 電子自治体の実現

自宅や身近な公共施設からの申請手続きや行政情報の入手、離れた公共施設で開催される講習会の自宅や身近な公共施設での受講、ICカードを利用した情報の高度利用などのインターネットや情報通信機器の活用、地理情報システム(GIS)の活用による効率的な土地情報の管理・利用により電子自治体の実現を図ります。

2 効率的な行政組織の実現

合併を契機とした行政組織の見直し、住民や企業との連携を進め、行き届いた良質な行政サービス提供と効率化が両立した行政組織を実現します。企業、NPO、ボランティアと行政との適切な役割分担を検討してアウトソーシングの推進に努めるなど、スリムで効率的な行政組織を実現します。また、併せて定員適正化計画を速やかに策定し、行政組織のスリム化を推進します。

3 政策立案能力に優れた人材の育成

企画部門の充実、職員の育成を強化し、地方分権時代にふさわしい政策立案能力の高い組織を目指していきます。行政ニーズの多様化や高度化に対処する確にに対応できる専門的な知識を有する職員を育成します。

4 広域行政による効率化の実現

新市の周辺自治体との連携によって機能補完や業務効率化等が実現できる場合は、積極的に広域行政に取り組み、周辺自治体と協力して行政サービスの向上、コストダウンを目指していきます。

5 成果を重視した新たな仕組みの創設

行政評価システム、公共事業コスト削減指針、PFI事業ガイドライン等、行政を効率的かつ効果的に進める新しい仕組みを検討し、住民や地域への貢献の視点に立った行政サービスを実現します。

6 戦略的な都市経営と健全な財政運営

バランスシートの作成、外部監査制度、成果主義に基づく人事評価制度等の導入を検討し、経営的視点を一段と充実させて、人件費をはじめとする行政経常経費の削減を図り、新市の効率的な運営、財政的な健全性を維持していきます。

7 市民の声を大切にすまちづくり

地域の声を積極的にまちづくりに活かしていくことができるように、地域の声をくみ上げる新たな仕組みを整えます。



新市が実施する主要な事業

生活利便性向上に向けた電子自治体の実現

- 地域公共施設間ネットワークシステムの拡充 重点プロジェクト 3
- 総合窓口システムの導入
- ICカードを利用した証明、届出、施設予約等の高度情報システムの導入
- 地域高速通信基盤の充実

身近な住民サービス保持に向けた庁舎機能の整備

- 本庁の改修・支所の整備等

スケールメリットを生む広域処理の推進

- 火葬場、一般廃棄物処理、消防業務等の広域処理

行政効率化に向けた新たな制度等の導入

- 新しい行政管理手法(ニューパブリックマネジメント)の導入
- 外部監査制度導入調査

住民意見反映の仕組みづくり

- パブリックコメント制度の導入

財政計画

財政計画は、合併後10年を期間として、近年の歳入・歳出実績を基礎にしつつ、新市建設計画の実施に必要な経費、合併による歳出削減効果、住民負担の調整に要する費用等を反映させて策定しました。合併後も健全な財政運営を進めていきます。

歳入

(単位:百万円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
地方税	18,381	18,289	18,427	18,600	18,629	18,659	18,682	18,706	18,729	18,752	185,854
地方譲与税	799	802	802	802	802	802	802	802	802	802	8,017
交付金	2,347	2,354	2,368	2,378	2,389	2,400	2,410	2,421	2,432	2,443	23,942
地方交付税	4,031	3,854	3,846	3,897	4,089	4,065	4,277	4,436	4,560	4,703	41,758
分担金・負担金	527	532	532	532	532	532	532	532	532	532	5,315
使用料・手数料	1,024	1,026	1,030	1,045	1,060	1,074	1,089	1,104	1,119	1,133	10,704
国庫支出金	2,986	3,308	3,344	3,210	3,254	3,277	3,315	3,353	3,392	3,431	32,870
県支出金	1,927	1,929	1,939	1,700	1,713	1,717	1,727	1,737	1,748	1,759	17,896
繰入金	1,377	1,096	226	651	535	308	320	430	65	65	5,073
地方債	5,006	6,127	7,446	6,389	5,144	5,502	5,027	5,027	4,903	4,903	55,474
諸収入・その他	2,784	2,409	2,261	1,873	1,774	1,774	1,775	1,774	1,775	1,774	19,973
歳入合計	41,189	41,726	42,221	41,077	39,921	40,110	39,956	40,322	40,057	40,297	406,876

歳出

(単位:百万円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
人件費	6,266	6,368	6,314	6,277	6,241	6,204	6,178	6,132	6,067	5,998	62,045
扶助費	3,499	3,526	3,434	3,412	3,390	3,367	3,378	3,389	3,400	3,411	34,206
公債費	5,524	5,532	5,192	5,407	5,218	5,292	5,716	5,931	6,077	6,200	56,089
物件費	6,318	6,236	6,351	6,236	6,236	6,236	6,236	6,236	6,236	6,236	62,557
維持補修費	422	424	424	423	424	423	424	424	423	424	4,235
補助費等	5,047	5,205	5,205	5,205	5,205	5,205	5,205	5,205	5,205	5,205	51,892
繰出金	3,050	3,342	3,477	3,645	3,793	3,858	4,028	4,165	4,321	4,399	38,078
投資・出資・貸付金	1,280	1,082	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	10,442
積立金	927	973	197	0	0	0	0	0	0	0	2,097
普通建設事業費	8,749	8,931	10,510	9,355	8,297	8,408	7,674	7,723	7,211	7,307	84,165
その他投資的経費	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	1,070
歳出合計	41,189	41,726	42,221	41,077	39,921	40,110	39,956	40,322	40,057	40,297	406,876

合併による財政効果(10年間 約117億円)

歳出削減効果(10年間 約37億円)

一般職員人件費の削減効果 約14億円

職員の退職に対して補充を抑制することで、合併後10年間で約90人の職員削減を目標とします。一般職員人件費の削減額は、10年間で約14億円が見込まれます。

特別職人件費の削減効果 約15億円

合併によって首長、助役、収入役、教育長や、農業委員会等の行政委員会の特別職は3分の1になります。これによって、10年間で約15億円の削減効果が見込まれます。

議会議員報酬の削減効果 約8億円

在任特例は適用せず、合併後新市の議員定数は30人になります。これによって、10年間で約8億円の削減効果が見込まれます。

合併時の財政支援措置(10年間 約80億円)

合併市町村補助金(国からの支援) 約5億円

市町村合併特別交付金(県からの支援) 約8億円

地方交付税 ¹

・普通交付税の算定替 約24億円
・普通交付税の合併補正 約8億円
・特別交付税の財政支援 約7億円

合併特例債 ²

事業費 約116億円(合併後10年間の合計)
起債額 約110億円(事業費の95%)
普通交付税算入額 約77億円(起債額の70%
うち10年間では28億円)

¹ 地方交付税とは、地方自治体間の財源の不均衡を是正し、すべての地方自治体が標準的な水準の行政を行うのに必要な財源を保障するために、国が地方に配分するお金のことです。
² 合併特例債とは、合併市町村が、新市建設のために必要な事業費の95%を借り入れできる地方債で、償還措置として元利償還金の7割が国から交付税措置されます。

数字で見る新市の姿

新市はどのような規模になるのでしょうか。

平成16年1月31日現在、県内では14の合併協議会(49市町村)が設置されています。これらの協議会がすべて合併した場合を仮定して、主要指標を算出してみました。

なお、この場合の静岡県内の市町村数は38市町(22市16町)になります。

順位	人 口 (人)	面 積 (km ²)	財政規模(億円)
1	浜松市・天竜市・浜北市・春野町 龍山村・佐久間町・水窪町・舞阪町 雄踏町・細江町・引佐町・三ヶ日町 786,306	浜松市・天竜市・浜北市・春野町 龍山村・佐久間町・水窪町・舞阪町 雄踏町・細江町・引佐町・三ヶ日町 1,511	浜松市・天竜市・浜北市・春野町 龍山村・佐久間町・水窪町・舞阪町 雄踏町・細江町・引佐町・三ヶ日町 2,757
2	静岡市 706,513	静岡市 1,374	静岡市 2,396
3	焼津市・藤枝市・岡部町・大井川町 283,095	中川根町・本川根町 497	焼津市・藤枝市・岡部町・大井川町 915
4	富士市 234,187	修善寺町・土肥町 天城湯ヶ島町・中伊豆町 364	沼津市・戸田村 731
5	沼津市・戸田村 211,559	富士宮市 315	富士市 696
6	磐田市・福田町・竜洋町 豊田町・豊岡村 166,002	新 市 266	磐田市・福田町・竜洋町 豊田町・豊岡村 568
7	富士宮市 120,222	焼津市・藤枝市・岡部町・大井川町 265	新 市 444
8	新 市 114,328	袋井市・森町・浅羽町 242	袋井市・森町・浅羽町 334
9	三島市 110,519	富士市 214	島田市・金谷町 327
10	袋井市・森町・浅羽町 99,421	島田市・金谷町 195	富士宮市 325

平成12年国勢調査

平成13年全国都道府県市区町村別面積調査

平成14年度市町村決算状況(歳入総額)

注)数値は、各市町村の歳入総額を単純に合計したものです。実際の財政規模は、単純合計値になるわけではありません。

順位	農 業 (億円)	工 業 (億円)	商 業 (億円)
1	浜松市・天竜市・浜北市・春野町 龍山村・佐久間町・水窪町・舞阪町 雄踏町・細江町・引佐町・三ヶ日町 537	浜松市・天竜市・浜北市・春野町 龍山村・佐久間町・水窪町・舞阪町 雄踏町・細江町・引佐町・三ヶ日町 25,360	静岡市 34,549
2	静岡市 241	磐田市・福田町・竜洋町 豊田町・豊岡村 21,550	浜松市・天竜市・浜北市・春野町 龍山村・佐久間町・水窪町・舞阪町 雄踏町・細江町・引佐町・三ヶ日町 30,059
3	新 市 229	静岡市 13,826	沼津市・戸田村 8,144
4	袋井市・森町・浅羽町 171	富士市 12,730	富士市 7,015
5	磐田市・福田町・竜洋町 豊田町・豊岡村 160	湖西市 12,114	焼津市・藤枝市・岡部町・大井川町 6,708
6	相良町・榛原町 145	新 市 12,050	磐田市・福田町・竜洋町 豊田町・豊岡村 2,643
7	小笠町・菊川町 129	焼津市・藤枝市・岡部町・大井川町 10,444	三島市 2,424
8	焼津市・藤枝市・岡部町・大井川町 127	沼津市・戸田村 5,820	新 市 2,144
9	島田市・金谷町 110	富士宮市 5,584	袋井市・森町・浅羽町 1,993
10	富士宮市 109	裾野市 5,535	富士宮市 1,759

平成13年生産農業所得統計(農業産出額)

平成14年工業統計調査(製造品出荷額等)

平成14年商業統計調査(年間商品販売総数)

<http://www.kdo-gappei.jp>

掛川市・大東町・大須賀町 合併協議会

〒436-8650 静岡県掛川市長谷701-1 (掛川市役所内)

TEL 0537-21-1211 FAX 0537-21-1212

e-mail info@kdo-gappei.jp

平成16年3月発行